

税法入門

国家賠償請求訴訟に係る弁護士費用は 違法な課税処分と相当因果関係のある損害か

事案

X（原告・上诉人）は、平成12年2月25日に設立登記が為された学校法人（以下「本件法人」という）の理事であった。

荒川区所在の建物について、同年3月17日に本件法人を所有者として新築を原因とする所有権保存登記がされた。

都税事務所長は、平成12年度の固定資産税及び都市計画税について、一旦は本件法人に賦課決定をしたが、その後これを取り消し、改めてXに対し、上記各税について賦課決定（以下「本件課税処分」という）を行った。

Xは本件課税処分に係る税額を納付した上で、所有者は設立中の法人であると主張して審査請求をしたが、裁決がされないまま約1年2ヵ月が経過した。

そこで、Xは平成14年12月11日、本件課税処分が違法であるとして、納税額相当分、慰謝料、弁護士費用相当額とこれらに対する遅延損害金を請求する国家賠償請求訴訟を提起した。

その後、本件訴訟係属中の平成15年4月10日、本件課税処分が取り消され、Xに対し過誤納金及び還付加算金が支払われ、Xが請求を減額したため、本件は、慰謝料、弁護士費用相当額とこれらに対する遅延損害金を請求する内容となった。

第一審及び第二審とも請求を全部棄却したので、Xは上告した。

争点

違法な課税処分と国家賠償請求訴訟の提起及び追行に係る弁護士費用との間の相当因果関係

判旨

●最高裁平成16年12月17日第二小法廷判決
原判決一部破棄差戻し

最高裁は、原審の判断について、「上诉人が本件課税処分について審査請求をしており、本件課税処分の取消しの訴えを提起することができるという事実関係の下では、違法な課税処分に基づいて徴収金を納付したことによる損失の補てんは、過誤納金の還付や還付加算金の制度によってするのを本則とするのであって、国家賠償法による損害賠償請求は、上記制度によっても償われない損害をてん補するものにすぎない。そうすると、上诉人が国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求訴訟の提起を余儀なくされたということとはできないし、本件訴訟の提起は、本件課税処分が違法であることから通常予想されるものではない。したがって、本件課税処分が違法なものであることと上诉人が本件訴訟の提起及び追行に係る弁護士費用を支出したこととの間に、相当因果関係を肯定することはできない」と紹介した上で、この「判断は是認することができない」と判示した。

その理由について最高裁は「前記事実関係において、上诉人が本件訴訟を提起することが妨げられる理由はないというべきところ、本件訴訟の提起及び追行があったことによって本件課税処分が取り消され、過誤納金の還付等が行われて支払額の限度で上诉人の損害が回復されたというべきであるから、本件訴訟の提起及び追行に係る弁護士費用のうち相当と認められる額の範囲内のものは、本件課税処分と相当因果関係のある損害と解すべきである」と判示して原判決の一部を破棄し、「認容されるべき額等について更に審理を尽くさせる必要があるから」としてその部分を原審に差し戻すとした。

解説

本件は、賦課決定の違法性が認められる事案についてその損害の範囲につき第一審並びに原審と最高裁の判断が分かれた事例である。

違法な課税処分について取消訴訟を提起し、その請求が認容された場合に、その追行のため支出を余儀な

くされた弁護士費用のうち相当と認められる範囲内の費用には相当因果関係があると認めた最高裁の判例がある（最判昭44年3月6日訟月15巻4号392頁）が、本件は、納税者が取消訴訟を経由せずに国家賠償を請求したという点で上記最高裁判例と異なる特徴を有している。

そもそも行政処分には公定力があるので取消しうべき瑕疵の場合には納税者は取消訴訟を経由しないと課税処分の違法性を主張できなさそうに見える。

しかし、最高裁は、行政処分の違法性を取消訴訟を経由せず直接国家賠償請求訴訟で争うことを認めている（最判昭36年4月21日判時266号16頁）。

本判決もその立場を前提としていると思われる。その後、固定資産税に関する事案であるが、神戸地裁平成17年11月16日判決、その控訴審である大阪高裁平成18年3月24日判決も課税庁の「取り消されなければ国家賠償を請求できない」という主張を退けている。

原審は取消訴訟等を経由しない国家賠償請求訴訟の提起は違法な課税処分から通常予想される結果とはいえず、本件課税処分がその要件を欠いたものであることと本件訴えの提起、追行に要する弁護士費用の支出との間には相当因果関係が認められないと判断したようである（「上告受理申立て理由」参照）。

しかし、昭和36年の最高裁の立場からすれば、取消訴訟を経由しない国家賠償請求訴訟も救済方法の一つとして認められたことになるから、取消訴訟を経由しないことが国家賠償請求訴訟の提起を妨げる事由にな

るとまではいえないと思われる。また、過誤納金・還付加算金による救済制度があるとしても、取消訴訟を経由しない国家賠償請求訴訟も納税者救済の一つの選択肢として認められているとすれば、かかる制度の存在が国家賠償請求訴訟の提起を妨げる事由になるとまではいえないと思われる。

そうであれば、違法な課税処分を受けた納税者の救済方法として国家賠償請求訴訟の提起を選択することも当該課税処分から通常予想される結果といえよう。

最高裁は、本件では、本件訴訟の提起及び追行があったことによって本件課税処分が取り消され、過誤納金の還付等が行われて支払額の限度で上告人の損害が回復されたと認めて、本件訴訟の提起及び追行に係る弁護士費用のうち相当と認められる額の範囲内のものを本件課税処分と相当因果関係のある損害と認めたものである。

なお、慰謝料に関する上告については上告理由申立ての理由が上告受理の決定において排除されたので棄却するとされている。

<参考資料>

○判例時報1892号14頁 最高裁判例

○判例時報1912号177頁 解説 専修大学教授
増田英敏

（税務特別委員会委員長 脇谷 英夫）